

野田市中小企業退職金共済制度普及補助金交付要綱の一部を
改正する告示を次のように定める。

令和8年3月3日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第30号

野田市中心企業退職金共済制度普及補助金交付要綱の一部を改正する告示

野田市中心企業退職金共済制度普及補助金交付要綱（昭和62年野田市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。